令和6年度 国民健康保険料 概算早見表(給与/年金のみの場合)

- ◇ この早見表は、令和5年中の所得が「給与または年金のみ」だった方の早見表です。 給与と年金両方ある方、確定申告している方は「国民健康保険料 概算早見表(総所得金額等)」をご覧下さい。
- ◆ 早見表の保険料は、<u>新宿区における「概算」の保険料</u>です。実際の保険料とは異なる場合がございます。 他の区市町村の国民健康保険等の保険料については、加入先の市区町村へお問い合わせ下さい。
- ◇ 早見表の金額は、減額賦課(均等割の減額)が適用されていない金額です。 所得が一定の金額以下の場合、表記の金額から減額となる可能性があります。 詳しくは「国民健康保険料減額賦課早見表」をご覧下さい。
- ◆ 国民健康保険料は、「年10回払い」で納付していただきます(1納期につき1.2か月相当分の保険料が含まれます)。 1か月あたりの保険料でご請求はしませんので、ご注意ください。

※給与収入	給与所得	1ヶ月あたりの保険料 (※未就学児は2,733円)		
		介護分なし (40~64歳以外)	※介護分あり (40~64歳)	
0円	0円	5,467円	6,842円	
500,000円	0円	5,467円	6,842円	
1,000,000円	450,000円	5,658円	7,069円	
1,250,000円	700,000円	8,052円	9,913円	
1,500,000円	950,000円	10,446円	12,757円	
1,750,000円	1,148,800円	12,349円	15,018円	
2,000,000円	1,320,000円	13,988円	16,965円	
2,250,000円	1,493,600円	15,651円	18,940円	
2,500,000円	1,670,000円	17,340円	20,947円	
2,750,000円	1,843,600円	19,002円	22,921円	
3,000,000円	2,020,000円	20,691円	24,928円	
3,250,000円	2,193,600円	22,353円	26,902円	
3,500,000円	2,370,000円	24,042円	28,909円	
3,750,000円	2,558,400円	25,846円	31,052円	
4,000,000円	2,760,000円	27,776円	33,345円	
4,250,000円	2,958,400円	29,676円	35,602円	
4,500,000円	3,160,000円	31,606円	37,895円	
4,750,000円	3,358,400円	33,506円	40,152円	
5,000,000円	3,560,000円	35,436円	42,445円	
5,250,000円	3,758,400円	37,336円	44,702円	
5,500,000円	3,960,000円	39,266円	46,995円	
5,750,000円	4,158,400円	41,166円	49,252円	
6,000,000円	4,360,000円	43,096円	51,545円	
6,250,000円	4,558,400円	44,996円	53,802円	
6,500,000円	4,760,000円	46,926円	56,095円	
6,750,000円	4,975,000円	48,985円	58,541円	
7,000,000円	5,200,000円	51,139円	61,100円	
7,250,000円	5,425,000円	53,294円	63,660円	
7,500,000円	5,650,000円	55,448円	66,219円	
7,750,000円	5,875,000円	57,603円	68,779円	
8,000,000円	6,100,000円	59,757円	71,338円	
8,250,000円	6,325,000円	61,911円	73,897円	
8,500,000円	6,550,000円	64,066円	76,457円	
8,750,000円	6,800,000円	66,459円	79,300円	
9,000,000円	7,050,000円	68,853円	82,144円	
9,250,000円	7,300,000円	71,247円	84,988円	
9,500,000円	7,550,000円	72,155円	86,322円	
10,000,000円	8,050,000円	73,322円	87,488円	
11,000,000円	9,050,000円	74,167円	88,333円	
12,000,000円	10,050,000円	74,167円	88,333円	

※40歳~64歳までの方	「は、介護分が	賦課されます。

[※]未就学児(誕生日が平成30年4月2日以降の方)の場合は、均等割額が5割 減額されます。

※年金収入	年金所得		1ヶ月あたりの保険料 (※未就学児は2,733円)	
	65歳未満	65歳以上	65歳以上	65歳未満
o.E.	昭和34年1月2日生以降	昭和34年1月1日生以前	(介護分なし)	(※介護分あり)
0円	0円	0円	5,467円	6,842円
500,000円	0円	0円	5,467円	6,842円
1,000,000円	400,000円	0円	5,467円	6,842円
1,250,000円	650,000円	150,000円	5,467円	9,344円
1,500,000円	850,000円	400,000円	5,467円	11,619円
1,750,000円	1,037,500円	650,000円	7,573円	13,752円
2,000,000円	1,225,000円	900,000円	9,967円	15,885円
2,250,000円	1,412,500円	1,150,000円	12,361円	18,018円
2,500,000円	1,600,000円	1,400,000円	14,754円	20,150円
2,750,000円	1,787,500円	1,650,000円	17,148円	22,283円
3,000,000円	1,975,000円	1,900,000円	19,542円	24,416円
3,250,000円	2,162,500円	2,150,000円	21,936円	26,549円
3,500,000円	2,350,000円	2,350,000円	23,851円	28,682円
3,750,000円	2,537,500円	2,537,500円	25,646円	30,814円
4,000,000円	2,725,000円	2,725,000円	27,441円	32,947円
4,250,000円	2,927,500円	2,927,500円	29,380円	35,251円
4,500,000円	3,140,000円	3,140,000円	31,415円	37,668円
4,750,000円	3,352,500円	3,352,500円	33,450円	40,085円
5,000,000円	3,565,000円	3,565,000円	35,484円	42,502円
5,250,000円	3,777,500円	3,777,500円	37,519円	44,919円
5,500,000円	3,990,000円	3,990,000円	39,554円	47,337円
5,750,000円	4,202,500円	4,202,500円	41,588円	49,754円
6,000,000円	4,415,000円	4,415,000円	43,623円	52,171円
6,250,000円	4,627,500円	4,627,500円	45,658円	54,588円
6,500,000円	4,840,000円	4,840,000円	47,692円	57,005円
6,750,000円	5,052,500円	5,052,500円	49,727円	59,423円
7,000,000円	5,265,000円	5,265,000円	51,762円	61,840円
7,250,000円	5,477,500円	5,477,500円	53,796円	64,257円
7,500,000円	5,690,000円	5,690,000円	55,831円	66,674円
7,750,000円	5,907,500円	5,907,500円	57,914円	69,148円
8,000,000円	6,145,000円	6,145,000円	60,188円	71,850円
8,250,000円	6,382,500円	6,382,500円	62,462円	74,551円
8,500,000円	6,620,000円	6,620,000円	64,736円	77,253円
8,750,000円	6,857,500円	6,857,500円	67,010円	79,954円
9,000,000円	7,095,000円	7,095,000円	69,284円	82,656円
9,250,000円	7,332,500円	7,332,500円	71,558円	85,358円
9,500,000円	7,570,000円	7,570,000円	72,202円	86,368円
9,750,000円	7,807,500円	7,807,500円	72,756円	86,923円
10,000,000円	8,045,000円	8,045,000円	73,310円	87,477円
10,250,000円	8,295,000円	8,295,000円	73,893円	88,060円

^{※40}歳~64歳までの方は、介護分が賦課されます。

[※]給与収入が850万円以上又は給与所得と年金所得の合計が10万円を超える場合、所得金額調整控除が適用となる可能性があります。

控除適用後の金額で確認する場合は、令和5年分給与の源泉徴収票をご参照下さい。

[※]未就学児(誕生日が平成30年4月2日以降の方)の場合は、均等割額が5割減額されます。

[※]昨年中の<u>年金以外</u>の合計所得金額が1,000万円を超過する場合、年金所得控除額が変動する可能性がありますので、早見表では参照できません。